

身延町現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、身延町建設工事標準請負契約約款第10条第3項の規定による工事現場への常駐義務の規定の適用を緩和する場合についての取扱いを定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 受注者は、次の各号のいずれにも該当する2つの工事においては、1人の現場代理人に双方の工事の現場代理人を兼務させることができるものとする。ただし、発注者が安全管理上、常駐義務の規定を緩和できないと判断した場合は、この限りでない。

- (1) 公共性のある施設若しくは工作物または多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関(国・県・市町村・民間事業者)の発注する工事
- (2) 兼務させる工事の請負代金額の合計が4,500万円未満(税込み)の工事
- (3) 兼務させる工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと
- (4) 兼務する全ての工事の現場は、身延町内または工事現場相互の間隔が10k m程度(最も近い地点間の直線距離)以下の近接した場所 であること。

(兼務させることができる工事の件数)

第3条 現場代理人1人につき、兼務させることができる工事の件数は、2件までとする。

(現場代理人の兼務手続)

第4条 現場代理人の兼務を希望する場合は、契約締結時又は契約締結後直ちに、受注者は現場代理人兼務申請書(様式第1号、又は様式第1号-2)により発注者に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請があった場合は、当該工事の主管課の長は、必要に応じ既に現場代理人として常駐している工事の主管課の長、又は発注機関に意見を求め、兼務の適否を判断するものとする。

3 発注者は、兼務の適否が判断されたときは、速やかに受注者に対し現場代理人兼務の承認・不承認の通知(様式第2号)を交付するものとする。

(連絡体制の確保)

第5条 受注者は、現場代理人の兼務が認められたときは、工事現場との連絡を確実に行うことができる体制を整えておかなければならない。

2 現場代理人は、監督職員から立会を求められたときは、常に立会うことができるようにしなければならない。

(受注者の義務)

第6条 第2条から前条までの規定は、現場代理人が工事現場を離れているときに受注者が負うべき義務を免除するものではない。

(兼務した場合の取扱い)

第7条 工事の主管課の長は、兼務した工事の施工中において、安全管理及び工程管理等の観点

からその兼務を継続することが適当でないとき、その工事の受注者に対して説明を求めるものとし、改善が認められないときは、現場代理人の交替を求めるものとする。

(施工管理に関する取扱い)

第8条 受注者は、兼務したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層配慮しなければならない。

(変更契約時の取扱い)

第9条 兼務配置とした工事について、その後の設計変更の理由により第2条第1項第2号に規定する金額以上となった場合においても、引き続き現場代理人の兼務を認めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。